

措置から契約へ 補論

(平成18年5月6日記) 山崎 國治氏

今回は主として、制度論を述べたので、今回は児童福祉法の条文をみながら、「措置から契約へ」を考察してみたい。

障害者自立支援法の成立は、障害者諸法の改正に大きな影響を与えた。児童福祉法も例外ではない。

しかし、重症心身障害児施設の根拠条文となっている「第43条の4」の規定は、変わっていない。条文をみてみよう。

重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

平成18年10月からの契約方式に切り替わるため、児童福祉法は次のような規定を置いた。

第24条の3……障害児施設給付費の受給手続

第24条の2……障害児施設給付費の支給決定

この二つの条文によって、給付の申請から支給決定に至る過程が、契約締結の前提となる。

さらに、第24条の11では、重症心身障害児施設設置者の義務が、第1項から第3項までに定められた。

以上を要約すると、「給付手続」「支給決定」「契約」「サービス提供」「施設設置者の義務」というプロセスとなる。

契約方式に「入所させて」という表現は、マッチしない。では、どのように表現したらいいのか。以下のように考えている。

重症心身障害児施設は、重度の知的障害児及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して、医療並びに医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を目的とする施設とする。

もちろん、契約方式を採用できないケースも考えておかなければならない。

児童福祉法は、第27条第1項3号に「都道府県は、児童を重症心身障害児施設に入所させること」、同条第2項に「都道府県は、重症心身障害児施設の措置に代えて、国立高度医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する指定医療機関に対し、児童を入院させて、重症心身障害児施設における同様な治療等を行うことを委託することができる。」という措置規定を残している。

この条文の表現からも理解できるように、「入所させる」、「入院させる」の語句は、措置権発動の内容を示す表現である。

このようにみてくると、重症心身障害児施設と国立病院の場合も、原則は契約方式なのだから、「入所させて」という第43条の4の措置用語は適切とは言えないという結論に至るが、みなさんは、いかがお考えになりますか。